

閱 覧 設 計 書

業 務 名 学校ICT支援業務

業 務 箇 所 永平寺町 松岡神明3丁目 外 地係

業 務 期 限 令和9年3月31日

業 務 価 格 -

監 督 職 員 学校教育課 課長補佐 水嶋 麻由美

学校 ICT 支援業務委託仕様書

1 名 称

学校 ICT 支援業務

2 目 的

国が推進する GIGA スクール構想の実現において、児童生徒1人1台の学習者用情報端末整備が推進された。また、新学習指導要領において、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記され、学習活動において、ICT が積極的に活用されている。

本事業は、小・中学校に ICT 活用支援技術を有した人員が巡回することで、ICT 機器等を活用した授業の活性化や、学習環境の充実、情報セキュリティ意識の向上を図るものである。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務箇所

永平寺町小・中学校地内

学校名	所在地
松岡小学校	永平寺町松岡神明3丁目132番地
吉野小学校	永平寺町松岡吉野第26号3番地
御陵小学校	永平寺町松岡兼定島第39号15番地
志比小学校	永平寺町谷口第1号70番地
志比南小学校	永平寺町市野々第1号11番地
上志比小学校	永平寺町栗住波第26号15番地
松岡中学校	永平寺町松岡吉野堺第61号10番地1
永平寺中学校	永平寺町東古市第22号46番地
上志比中学校	永平寺町栗住波第16号47番地

5 業務内容

受注者は下記業務を受託する。なお、業務の頻度については、1校あたり月1回以上の巡回することとし、学校や町教育委員会の要請があった際にも現地または遠隔操作にて実施する。

(1) ICT 学習支援

- ① 本町で使用する ICT 機器、ソフト等が授業において積極的に活用されるよう、操作・設定等の支援を行うこと。
 - ② ICT 機器を活用した授業に関する助言、提案をすること。
 - ③ デジタルシティズンシップ教育を提案、支援すること。
 - ④ 遠隔授業に必要な ICT 機器等の操作、設定支援をすること。
 - ⑤ 発注者が必要と判断した場合は、端末へのソフトウェア、アプリのインストール及びアップデート作業を行うこと。
 - ⑥ デジタル教科書の活用に関する支援をすること。
- (2) 環境整備支援
- ① ICT 機器の不具合や校内ネットワークの障害が発生した場合の一次対応及び現象切り分け及び保守業者との連携を行うこと。
 - ② ICT 機器、ソフトウェアの設定、バージョンアップ等の管理を行うこと。
 - ③ 年度末の端末移動や更新に関わる支援を行うこと。
- (3) 校務関連支援
- 校務支援システムの活用について、教員への助言・支援を行うこと。
- (4) 町教育委員会との連携
- 町教育委員会が主催する「Eまなびの会」及び「GIGA スクールサポーター運営委員会」に参加し、本町の ICT 教育の充実と発展のため適切な助言や提案をすること。

6 受託要件

本受託業務に関わる要件は、次のとおりとする。

- (1) JIS 規格 (JIS Q15001) に定められた個人情報取扱い事業者の認定 (プライバシーマーク登録証) または情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) として ISO27001 (JIS Q27001) を ISMS 認証機関より取得していること。
- (2) 本町が導入する端末・ソフト (OS 含む) に関する操作方法、各種設定、学習に効果的な活用方法及び障害対応方法について十分な対応ができる知識・技術を有していること。
- (3) 教育業界や学校の事情、学校特有のインフラ環境を理解し、ICT 教育に関する適切な助言・支援・管理を行えること。
- (4) 本町が教育委員会の定める情報セキュリティ対策基準を順守すること。
- (5) 本受託業務の実施水準を組織的に維持できること。

7 留意事項

(1) 業務中における事故

本業務に従事中に事故が発生した場合は、直ちに受注者に報告すること。

(2) 機密の保持

- ① 受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受注者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及びその関連法令を順守し、個人情報を適切に扱わなければならない。
- ② 受注者は、本業務で作成された文書、資料等が第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。また、本業務で作成された文書・資料等の著作権は、発注者に帰属するものとする。
- ③ 受注者は、学校から個人情報又はそれに類する一切のデータの持ち出しはしないこと。

(3) 業務の再委託の禁止

受注者は、業務を第三者に再委託してはならない。

(4) その他

受注者は、業務の実施にあたって、関係法令及び条例を順守すること。

8 経費等

- (1) 本業務に要する経費（ICT 活用支援員の移動に要する経費、ICT 活用支援員の連絡用携帯電話、パソコン、消耗品）は、全て受注者の負担とする。
- (2) 受注者の瑕疵により、学校の ICT 機器等に故障などの損害を与えた場合は、受注者が当該機器の修繕等に係る経費を負担すること。

9 委託料の支払方法

支払は毎月定額の12回払いとし、月末の検査合格後に支払うものとする。

10 その他

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、決定する。

学校ICT支援業務 業務設計書

履行箇所

福井県吉田郡永平寺町 松岡神明3丁目 外地係

路線名

-

内 訳 書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
【学校ICT支援業務】						
学校ICT支援業務		式	1			
【業務価格】						
消費税相当額	10%	式	1			
【業務費】		式	1			